

ボランティア活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、ボランティア活動の推進を図るため、在宅福祉など、地域におけるボランティア活動を実施するボランティア団体等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、次の各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 会員が5名以上の団体
- (2) 活動拠点が神川町又は団体構成員の2分の1以上が神川町在住である団体
- (3) 神川町内でおおむね月1回以上、高齢者や障がい者、児童等を対象に、直接的又は間接的なボランティア活動を行っている団体

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次の各号に定める3種類とし、補助金の額は別表1に定めるところによる。ただし、第3号の補助金は直接交付せず、本会が加入先保険会社に支払うものとする。

- (1) 活動人数別補助金
- (2) 団体運営費補助金
- (3) ボランティア活動保険加入費補助金

2 前項第1号及び第2号の補助金は、本会又は神川町から補助金を交付されている団体を対象外とする。

(補助対象事業及び経費等)

第4条 補助金交付の対象となる事業及び経費は、別表2に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付を受けようとする団体は、ボランティア活動事業補助金交付申請書（様式第1号）と次の各号に掲げる書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) ボランティア活動事業計画書（別紙1）

- (2) ボランティア活動事業予算書（別紙2）
- (3) 会員名簿（別紙3）

（補助金の交付の決定）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適切と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者にボランティア活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

2 第3条第3号に規定する補助金は、間接的補助とするため、前項に定める交付決定通知書の交付額には含めないものとする。

（状況報告）

第7条 前条の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、会長の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について当該要求に係る事項を書面で会長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、ボランティア活動事業補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて事業又は事業年度終了後30日以内に提出しなければならない。

- (1) ボランティア活動事業報告書（別紙4）
- (2) ボランティア活動事業精算書（別紙5）

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

補助金の種類	補助金額
(1) 活動人数別補助金	会員1人あたり500円とし、1団体あたり50,000円を上限とする。
(2) 団体運営費補助金	1団体あたり50,000円を上限とする。
(3) ボランティア活動保険加入費補助金	ボランティア活動保険 基本タイプAプラン

別表 2

補助対象事業名	補助対象経費	補足
1 社会福祉 高齢者支援、障がい者支援等	諸謝金	外部に依頼した講師等に支払う謝礼
2 医療・福祉 施設訪問等	旅費	外部に依頼した講師等の交通費、宿泊費等
3 国際協力 異文化交流等	賃借料	事業に必要な会場の使用料、車両の借上げ料等
4 環境保護 清掃作業等	消耗品費	事業に必要な消耗品
5 まちづくり 世代間交流等	通信運搬費	事業に必要な郵券料
6 教育 福祉教育ボランティア等	会議費	事業開催に係る会議等に係る費用
7 芸術・文化 芸能披露、伝承等	備品購入費	事業に必要な備品
8 災害支援 被災地支援等	材料費	事業にかかる材料代

様式第1号（第5条関係）

ボランティア活動事業補助金交付申請書

年　月　日

神川町社会福祉協議会会长 様

団体名 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

住 所 _____

下記により、ボランティア活動事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱
第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 ボランティア活動事業計画書 別紙1のとおり

3 ボランティア活動事業予算書 別紙2のとおり

4 会員名簿 別紙3のとおり

別紙1

ボランティア活動事業計画書

団体名	
団体概要	<p>代表者 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>会員数 _____人</p> <p>会 費 あり (_____ 円) ・ なし</p>
活動内容	<p>・活動日： 日 月 火 水 木 金 土</p> <p>・時 間： : ~ :</p>
活動場所	
その他	

別紙2

ボランティア活動事業予算書

収入の部

区分	金額	説明
計		

支出の部

区分	金額	説明
計		

別紙3

会員名簿

	氏 名	連絡先	年代	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

- ※1 ボランティア保険に加入する際に年代の記載が必要なため、10歳間隔で、10代ならば10、20代ならば20、というように年代の数値を記載して下さい。
- ※2 町外在住の会員の方は、備考欄にお住まいの市町村名を記載してください。
- ※3 記入欄が足りない場合は追加するか、団体ですでにつくられている名簿を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

ボランティア活動事業補助金交付決定通知書

神社協発第号
年月日

様

神川町社会福祉協議会
会長印

年月日付けで申請のあったボランティア活動事業補助金について下記のとおり決定します。

記

1 補助金の交付額	金	円
2 支 払 方 法	概 算 払 い	
3 条 件		

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助金事業の内容を変更し、または補助金事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、会長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金事業の遂行が困難になった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号（第8条関係）

ボランティア活動事業補助金実績報告書

年　月　日

神川町社会福祉協議会会長様

団体名 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

住 所 _____

年　月　日付け、神社発第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた
ボランティア活動事業が完了したので、補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 ボランティア活動事業報告書 別紙4のとおり

3 ボランティア活動事業精算書 別紙5のとおり

別紙4

ボランティア活動事業報告書

団体名			
活動月	活動場所	活動内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

別紙5

ボランティア活動事業精算書

収入の部

区分	予算額	精算額	比較	説明
計				

支出の部

区分	予算額	精算額	比較	説明
計				